

平成28年1月号

発行日：平成28年1月4日（月）

HOPEニュース



ACT SYSTEM
Heartwarming Medical System for YOU

Tel. 097-540-7555

新年、あけましておめでとうございます。

本年も昨年同様にお引き合いを賜りますよう、なにとぞよろしく願いいたします。

新しい年を迎えまして、また新たな決意を抱かれていることかと存じます。

Heartwarming Medical System for YOU!

『心のこもった』『優しさあふれる』製品とサービスをお客様にご提供させて頂きたく、これまで以上に、より丁寧で繊細なサポートを心がけて業務を遂行致しますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、今年最初の「HOPE ニュース」は【子ども医療費助成事業に係る請求・支払事務委託機関変更】についてご案内をさせていただきます。

※今月は、【香りのお話】はお休みさせていただきます。



【子ども医療費助成事業に係る請求・支払事務委託機関変更】について

大分県内の『子ども医療費助成事業』について、請求支払機関が変わりますのでご案内申し上げます。

【平成28年2月診療分から】

(社保の場合) 社会保険診療報酬支払基金大分支部、(国保の場合) 大分県国民健康保険団体連合会へ

【併用レセプト】による請求となります。



《平成28年1月診療分の請求漏れがあった場合》

平成28年1月以前の診療分については、請求期限である平成28年2月10日までに、従前の請求支払機関へ請求書を提出することとなりますが、この期限を過ぎて請求漏れが発見された場合は、次の通りの取り扱いとなりますのでご注意ください。

平成27年3月～平成28年1月診療分について請求漏れがある場合は、医療保険との併用レセプト提出で請求となります。

ただし、既に医療保険分をレセプト提出済の場合は、いったんその保険レセプトを取り下げて頂くこととなります。

《平成28年1月診療分について過誤が発見された場合》

平成28年2月10日を過ぎて、平成28年1月以前診療分について、助成事業者である市町村において資格関係誤りなどの過誤を発見した場合は、次の通りの取り扱いとなりますのでお願い致します。

過誤を発見したA市町村から医療機関へ、返納請求を行いますので、納入通知書により所定の期日までに納付して頂き、あわせて保険レセプトの取り下げ依頼をお願い致します。この診療に係る医療保険レセプトを提出済の場合は、いったんその保険レセプトを取り下げ正しいB市町村とした併用レセプトにて請求となります。

以上の変更内容に伴い、現在ご使用頂いておりますシステムの設定及び運用の変更が必要となります。

社会保険診療報酬支払基金大分支部ならび、大分県国民健康保険団体連合会より『子ども医療費助成事業に係る請求方法及びレセプト等の記載について』の要項に基づき、検証中でございます。

1月中旬～下旬までには変更内容等の具体的な資料をご送付させて頂く予定です。

ご多忙の折、大変申し訳ございませんがご協力のほど、なにとぞ宜しくお願い申し上げます



(お願い) 消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願い致します。FAX.097-540-7556